

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-06-01		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	子ども家庭総合センターの管理運営		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
			担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		管理運営費					
	01-02-01		相談事業費					
	01-02-02		診断指導費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区子ども家庭総合センター条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを生み育てることができる家庭環境及び地域社会の形成に寄与することを目的とする。							
対象者等	区内の子ども及び家庭							
内容	子ども家庭総合センターは、児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、主に同法第11条第2項に掲げる下記業務を行う。 ☒ 子ども及び家庭に係る総合的な相談対応（調査、判定、指導） ☒ 児童の一時保護 ☒ 里親に関する業務							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始							
必要性	増加傾向にある児童虐待に対応するため、未然防止から相談対応、一時保護、施設措置、家庭復帰まで切れ目ない一貫した支援を行う必要があり、その拠点として、子ども家庭総合センター（児童相談所）は不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	児童虐待による重大事例件数	0	0	0	0	0	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を継続する。					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-06-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童保護措置等業務		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀	
			担当者名	蜂谷		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-07-01	国基準経費（児童養護施設等）						
	01-07-02	グループホーム事業費						
	01-07-03	養育家庭等委託事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境において、公的責任で心身ともに健やかに養育するために措置等したときに、当該措置等に係る費用を適切に支弁する。							
対象者等	家庭において養育することが困難であり又は適当でない子ども（原則、満18歳に満たない者）							
内容	区は、児童福祉法第59条の4の規定に基づく児童相談所設置市として、同法第50条に掲げる下記費用を支弁する。 ●施設等への委託又は入所に要する費用 ※施設等（【 】内は令和2年度末在籍数）：乳児院【11人】、児童養護施設【29人】、障害児入所施設【5人】、児童心理治療施設【0人】、児童自立支援施設【3人】、里親・ファミリーホーム【7人】 ※施設等が、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために要する費用を含む。 ●児童自立生活援助事業の実施に要する費用 ※令和2年度末自立援助ホーム在籍数：1人 ●一時保護委託に要する費用 ※一時保護委託児童数（R2.7～R3.3）：24人 ●障害児入所給付費等の支給に要する費用 ※令和2年度末給付対象児童数：6人							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始							
必要性	児童福祉法第50条の規定により、当該費用は、区の支弁としている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		児童福祉法第50条の規定により、当該費用は区の支弁としているため、継続する。				

(単位：千円)問題点・課題

問題点・課題の改善策

施
状
況

議会議問状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童虐待防止対策事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀	
			担当者名	蜂谷		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-03	児童虐待防止対策事業費						
	01-02-04	養育支援訪問事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区要保護児童対策地域協議会要綱			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	児童虐待の防止等に関する施策を推進し、子どもの権利利益の擁護を図ることを目的とする。							
対象者等	区内の18歳未満の子どもとその保護者、妊婦							
内容	【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報及び要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。 【啓発活動】 児童虐待防止や虐待通告に関する啓発活動を行う。 【養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣、安心子育て訪問事業）】 育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を、委託事業者のヘルパーや地域の育児支援活動団体のボランティアが訪問し、傾聴や育児・家事支援等を行うことにより、育児不安や孤立化の解消を図る。							
経過	H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19. 10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行 H19 児童生徒への虐待防止カードの配布、H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会 H22 虐待予防のためのグループミーティング（H25～27 コモンズ・アレンジングプログラム実施） H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置 H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置 H27. 2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27. 4 子ども家庭支援センターが係から課となる H27. 6 安心子育て訪問事業開始 H30. 4 弁護士によるスーパーバイズ開始 R 2. 4 荒川区子ども家庭総合センター開設 R 2. 7 児童相談所業務の開始							
必要性	児童福祉法の規定により要保護児童対策地域協議会の設置が必要である。また、虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭に対し、リスク軽減や育児不安の解消のため、協働による育児家事支援を行う事業として必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 補助事業（安心子育て訪問事業） 委託事業（養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣））							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	児童虐待防止講演会（子育て講演会）参加者数	62	42	0	70	70	2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
	②	虐待防止グループミーティング（はーふタイム）参加者数	48	37	41	60	60	延べ人数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策の調整機関として事業を継続する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		7,875	7,314	8,152	4,742	5,062	7,684	6,596
決算額（3年度は見込み）		6,488	4,510	3,788	4,028	3,634	4,189	6,596
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	児童虐待新規件数（区・児相合計）	400	502	470	531	642		
	うち区児童虐待新規件数	241	303	284	281	328	-	
	児童虐待防止講演会参加者数	47	250(2回)	68	62	42	0	70
	虐待防止グループミーティング参加者	40	39	42	48	37	41	60

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,489	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	908	報償費	講師謝礼	434
需用費	懸垂幕・消耗品等	312	需用費	啓発物品、マニュアル等	677	需用費	啓発物品、マニュアル等	1,553
役務費	郵券	23	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	1,595	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	136
委託料	養育支援訪問事業業務委託	1,796	使用料及び賃借料	会場使用料	23	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,540
使用料及び賃借料	子育て講演会会場使用料等	14	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	986	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,933

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	84,566	11,834	▲ 72,732	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	2,145	2,294	149		国庫支出金	2,366	3,253	887		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,562	6,070	3,508		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,489	1,895	406		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,928	9,323	4,395		
		賞与・退職給与引当金繰入額	15,319	4,079	▲ 11,240		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 98,591	▲ 10,779	87,812		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	103,519	20,102	▲ 83,417		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 98,591	▲ 10,779	87,812		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 98,591	▲ 10,779	87,812				

備考	行政費用では、児童相談所開設に伴い子ども家庭支援センター事業に係る職員体制整備により給与関係費が大幅に減少している。行政収入は、子ども・子育て支援交付金（国庫・都支出金）及び子供家庭支援区市町村包括補助事業（都支出金）である。
----	---

要保護児童対策地域協議会	における連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する。
--------------	----------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	改訂後のマニュアルは、各関係機関へ配布するとともに、通告時における活用方法等についても周知していく。	マニュアルを改訂し、各関係機関へ配布し、通告時における活用方法等について周知した。	マニュアルを活用し、関係機関からの通告ルール等について周知し、連携強化を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区）

況 (要 旨 問	平成26年6月会議 (吉田議員)	居所不明児童への対応について
	平成27年9月会議 (町田議員)	児童相談所の区移管の進捗状況について
	平成28年9月会議 (齊藤 (邦) 議員)	里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと
	平成28年11月会議 (吉田議員)	里親制度の理解と普及啓発

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-06-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	24時間・365日体制強化事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀	
			担当者名	海老原		内線	3912	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-07	24時間・365日体制強化事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	児童虐待相談や子育て相談に迅速に対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するため、通報者や相談者からの電話を 24 時間 365 日確実に受け付けることのできる体制を確保する。							
対象者等	＜児童相談所虐待対応ダイヤル（189）＞関係機関や近隣住民等 ＜あらかわキッズ・マザーズコール24＞区民かつ妊産婦及び18歳未満の子どもを持つ保護者							
内容	＜あらかわキッズ・マザーズコール24＞フリーダイヤル 0120-536-883 妊娠や子育てに関する相談について、24時間365日電話対応を行う。最初に看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士等との相談につなげる。 対応は原則匿名かつ即答で行うが、相談者が区への相談引継ぎを希望した場合、虐待が疑われる場合、相談者への支援が必要な場合（メンタルヘルス、ひとり親等）には、必要な情報の収集を行う。 【令和元年度相談件数実績 5,851件】 ＜児童相談所虐待対応ダイヤル（189）＞令和2年7月より運用開始 夜間及び閉庁日の日中帯に、児童相談所虐待対応ダイヤルより転送された児童虐待通告及び児童相談に関する電話に対応する。児童虐待相談に従事した経験を有する者（児童福祉司等）が聞き取りを行い、すべての入電について区に報告する。							
経過	平成20年度 事業開始 平成27年度 対象年齢を6歳までの児童から、18歳未満の児童と対象年齢を拡大し事業実施 令和2年7月 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）運用開始							
必要性	身近に相談できる人がいない育児家庭等が、いつでも相談できる窓口があることにより、子育てに関する不安の解消を図ることができる事業として必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 令和2年度の契約に当たっては、プロポーザル方式により事業者を選定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	電話相談件数（年間）	2,284	1,888	1,509	1,500	1,500	あらかわキッズ・マザーズコール24
	②	電話相談件数（年間）			138	180	180	189（2年度は7月1日から業務開始）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	189の虐待通報や妊娠や子育てについて、身近に相談できる窓口として必要であり、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移								
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,656	4,656	4,656	4,656	4,699	12,870	12,712
決算額（3年度は見込み）		4,656	4,656	4,656	4,656	4,699	10,718	12,712
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	入電件数(キッズ・マザーズコール24)	3,212	3,073	2,603	2,284	1,888	1,509	1,500
	入電件数（189）	-	-	-	-	-	138	180
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	電話育児相談業務委託	4,699	委託料	電話対応業務委託	10,718	委託料	電話対応業務委託	12,712
				・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）			・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）	
				・あらかわキッズ・マザーズコール24			・あらかわキッズ・マザーズコール24	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	842	1,145	303	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	4,699	10,718	6,019		国庫支出金	0	2,990	2,990		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,349	2,369	20		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,349	5,359	3,010		
		賞与・退職給与引当金繰入額	153	395	242		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,345	▲ 6,899	▲ 3,554		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	5,694	12,258	6,564		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,345	▲ 6,899	▲ 3,554		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,345	▲ 6,899	▲ 3,554				

行政費用は、電話相談業務委託料としての物件費が大部分を占めている。行政収入は、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）に係る国庫補助金及びあらかわキッズ・マザーズコール24に係る都補助金である。

問題点・	・相談の約85%が健康相談（症状・治療、医療機関案内）となっており、児童相談所として専門的な対応をすることが難しい。 ・夜間、休日における緊急対応の体制を組んでいるが、適切な対応を行うために職員がより一層の経験を積む必要がある。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子ども家庭総合センターの開設にあわせ、相談・通告時の連絡先について周知を図る。	区報、ホームページ、リーフレット等で、相談・通告時の連絡先について周知した。	引き続き、相談・通告時の連絡先を区民に広く周知し、児童虐待の未然防止を図る。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 3 区		未実施 19 区		不明 0 区)	
	189 : 港区、世田谷区、江戸川区					

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-06-05		戦略プラン	○ 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	ショートステイ事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀	
			担当者名	鈴木		内線	3933	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-09-01	ショートステイ事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（● 3年度 ○ 2年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等	川区ショートステイ事業実施要綱等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	1. 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（施設ショート、協力家庭ショート※協力家庭の場合のみ、きょうだい利用で1歳児可） 2. 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）							
内容	1. 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2. 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3. 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4. 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5. 基本負担額（1人1日当たり） ・ ショートステイ事業：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円）、 ・ 乳幼児・協力家庭 ショートステイ事業：3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）							
経過	平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成27年 5月 利用申請書等の様式を見直し、利用取消欄を追加 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年10月 区の委託を受けて保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」での ショートステイ事業を開始 令和2年4月 協力家庭ショートステイ事業でのきょうだい利用で、1歳の受入れを可とする							
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) ○施設：社会福祉法人東京都福祉事業協会(母子生活支援施設ハイツ尾竹)○乳幼児：日本赤十字社医療センター附属乳児院(渋谷区)○協力家庭：区内各協力家庭（R3.1末18）にそれぞれ委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用児童数（延べ泊数）	129	107	72	81	180	ショートステイ事業
	②	利用児童数（延べ泊数）	70	57	27	64	100	乳幼児ショートステイ事業
③	利用児童数（延べ泊数）	63	204	207	336	360	協力家庭ショートステイ事業	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	児童福祉法において市町村が実施する事業として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、継続していく。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ショートステイ事業運営委託	6,368	委託料	ショートステイ事業運営委託	4,890	委託料	ショートステイ事業運営委託	8,652
委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	5,111	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,032	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,128
需用費	協力家庭チラシ等用紙	0	需用費	感染症対策消耗品	21	需用費	チラシ等用紙、感染症対策	50
役務費	賠償責任保険料	98	役務費	賠償責任保険料	142	役務費	賠償責任保険料	158
委託料	協力家庭委託費	1,791	委託料	協力家庭委託費	1,626	委託料	協力家庭委託費	3,360

備考	行政費用は、ショートステイ事業業務委託料である物件費が大部分を占めている。補助費等は、協力家庭ショートステイ事業における賠償責任保険料である。行政収入は、子ども・子育て支援交付金（国庫及び都支出金）及び子供家庭支援区市町村包括補助事業（都支出金）である。
問題点・課題	①ショートステイを初めて利用する場合は、利用前に施設において保護者及び児童の面接が必要となっている。また、人員配置の課題から、緊急に預ける必要があっても受け入れることが困難となっている。 ②協力家庭の在住する地区が偏在しているため、送迎できる園・学校が限られている。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①		協力家庭の登録数を増やすため、継続して周知活動を行っていく。			周知活動の効果により、協力家庭の登録数を増やすことができた。			区内全域に協力家庭が登録されるよう、引き続き、周知活動を行っていく。	
②									
③									
実施状況（要旨）	他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
議会議事録（要旨）									